

国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会規程

(設置)

第1条 国立感染症研究所村山庁舎の厳格な管理体制を確立するとともに、安全で開かれた透明性のある施設運営を図ることを目的として、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、国立感染症研究所村山庁舎の利用状況、安全対策及び災害時対策など施設運営全般にわたり、情報の共有、協議、調査及び評価を行うとともに、国立感染症研究所長に対して必要な事項を提言する。

(組織)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織し、国立感染症研究所長が委嘱又は任命する。

(1) 国立感染症研究所村山庁舎近隣自治会の代表	5人以内
(2) 武蔵村山市立雷塚小学校の代表	1人
(3) 東京都立村山特別支援学校の代表	1人
(4) 学識経験者	3人以内
(5) 武蔵村山市役所職員	4人以内
(6) 東京消防庁北多摩西部消防署職員	1人
(7) 東京都多摩立川保健所職員	1人
(8) 国立感染症研究所職員	6人
(9) 厚生労働省本省職員	2人

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第4条 協議会に座長を置く。

2 座長は、国立感染症研究所副所長とする。

3 座長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

4 座長に事故がある時は、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

5 協議会は原則公開とし、個人情報、施設の防犯対策等の情報については非公開とする。

(招集)

第5条 協議会は、座長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、国立感染症研究所総務部業務管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、協議会の運営に必要な事務は、座長が協議会に諮って定める。

附則 この規程は、平成26年12月15日から施行する。